婦選獲得同盟會報　第十八號

【昭和五年度報告及第八回總會報告】

婦選獲得同盟

婦選獲得同盟會務報告　昭和五年度（自昭和五年四月 至昭和六年三月）

一、

昭和五年度の運動は本部及び支部を通じて今迄のどの年度よりも猛烈に行はれ第一、第二の婦選大會及び北陸婦選大會の開催を敢行し、第五十八、九兩議會に對する運動の收穫として婦人公民權案の衆議院通過、同政府案提出等の劃期的進展を見るを得た。

而して昭和五年度末（昭和六年三月三十一日）に於ける會員總數一一五一、支部總數十一、その分布一道三府四十一縣に亘り樺太、朝鮮、滿洲より英、米、佛等にも及ぶ現勢を示してゐる。

二、第七回總會

四月廿八日午後七時より麴町區内幸町大阪ビル集會室に開催。會員出席四十三名。

一、挨拶　總務理事

二、昭和四年度會務報告（會務理事、各委員長、地方支部代表）

三、昭和四年度會計報告（會計理事）

四、議案

1. 規約改正案（可決）

イ、特別維持會員（第四條に追加）

ロ、―は年額十圓を、特別維持會員は年額百圓を拠出し、會報の配布を受くるものとす（第五條）

ハ、―は年額拾圓を特別維持會友に年額百圓を拠出し、會報の配布を受くるものとす（第七條）

ニ、第十九條　支部長各委員會委員長及中央委員を以て評議員會を組織す（追加）

第二十條　評議員會は中央委員これを召集し本會に關する重要事項を協議するものとす（追加）

第二十四條　評議員會は毎年一回之を開くものとす但し臨時に開くことを得（追加）

2. 宣言、目標（可決）

宣言

我等は次の如き理由によつて婦人參政權、婦人公民權及結社權を要求し、これが獲得のために努力せんとするものである。

一、婦人及子供に不利なる法律制度を改廢しこれが福利を増進せんが爲に

二、政治と臺所の關係を密接ならしめ、國民生活の安定を計ると共に其の自由幸福を増進せんが爲に

三、選擧を革正し、政治を淨化し、公正なる國民の政治となさんが爲に

四、世界の平和を確保し全人類の幸福を増進せんが爲に

然して一方、婦人參政權を獲得したる場合之が行使を完全ならしむるため、政治に對する婦人大衆の關心を喚起すると共に、政治に對する理解を廣め、且つ深めることに努力せんとするものである。尚我等は右の目的の達成の爲には進んで各團體と協力するが、政黨に對しては飽く迄中立の立場を保持し婦人としての獨自の立場をとるものであることを宣明する。

昭和五年度の目標

婦人參政權の第一步である婦人公民權は愈々實現される形勢となつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

我等はこの昭和五年度をして婦選運動史の一頁を飾らしめるため、次の如き方針の下に猛進せんことを誓ふ。
一、婦人公民權案の兩院通過
二、全國各府縣特に未開拓の府縣を遊説すること
三、全國各地方に支部を組織し、支部に於て所在地の自治政の研究並にこれが改善のために努力すること
3. 昭和五年度豫算（修正可決）
五、役員選擧（茶菓）

三、創立第六周年記念會

十二月十三日午後一時より神田駿河臺東京基督教女子青年會館に開催。出席者七十名。司會石本、挨拶市川、來賓祝辭、地方行脚漫談、婦選の歌合唱等。夜同所に晩餐會、出席四十名餘。

四、第一回婦選大會

四月廿七日午後一時より日本青年館に本會主催にて開催。一道三府十五縣よりの出席者五百名。
一、開會の辭　坂本眞琴
二、婦選の現狀並に大會開催迄　市川房枝
三、獨唱　婦選の歌（與謝野晶子氏、深尾須磨子氏作歌、山田耕作氏作曲）　荻野綾子氏
四、文部大臣祝辭　文部大臣　田中隆三氏

五、各政黨々首祝辭　社會民衆黨中央執行委員長　安部磯雄氏　日本大衆黨中央執行委員長　麻生　久氏
立憲政友會總裁　犬養　毅氏　勞働農民黨中央執行委員長　大山郁夫氏
立憲民政黨情報部長　加藤鯛一氏
六、各後援團体祝辭　全國小學校聯合女教員會代表　代讀　無産婦人同盟代表　岩内トミヱ氏　佛教女子青年會代表　川崎絣子氏　全關西婦人聯合會代表　平岡初枝氏　日本婦人參政權協會代表　築山らく氏　基督教女子青年會日本同盟代表　山本琴子氏
六、座長推薦（久布白氏）
七、協議
1　婦選獲得促進の方法について　説明者　塩原　靜
2　政治教育普及の方法について　説明者　河崎　夏子
3　獲得後の行使について　説明者　千本木道子
八、決議
九、閉會の辭

決議（一）

全日本婦選大會は婦人參政權、婦人公民權、結社權を全日本婦人に一擧に附與せられんことを要求す

決議（二）

本大會は國民の特に女子の政治教育の不充分なることを遺憾とし、これが徹底を期するため左の決議をなす。
1　小學校の高學年にあつては時事問題を平易に解説して明るく正しい政治思想の養成に努められんことを要望す。

2　女子の中等學校にあつては低學年より公民科を必修科として課せられるべきこと。
3　文部省の成人教育講座に此の際特に女子のために政治講座を加へられんことを希ふ。

この大會を機として、宿案の「婦選の歌」與謝野晶子深尾須磨子氏によつて成り、作曲又山田耕作氏の厚意になる。

婦選の歌（一）　—婦選大會に寄す—（與謝野晶子）

同じく人なる我等女性　今こそ新たに試す力
いざいざ一つの生くる權利　政治の基礎にも强く立たん
我等は堅實正し、清し、　女性の愛をば國に擴む
人たるすべての義務を擔ひ　賢き世の母、姉とならん
男子に偏る國の政治　久しき不正を洗ひ去らん
庶民の汗なる國の富を　明るき此世の幸に代へん
けはしき憎みと粗野に勝つは　我等の勤勞、愛と優美
女性の力の及ぶ所はじめて平和の光あらん

婦選の歌（二）（深尾須磨子）

東の果に島あり　日の御子統べます
その末よわれら女　光は永劫
一すじに道を道とし　虐げと闘ひ
つひに得る正しき權　正しき權

いざわれら女のほこり　おほらかに歌ひつ
いざ受けん桂の冠　いざもろ共

五、第二回婦選大會

昭和六年二月十四日正午より赤坂溜池三會堂に於て、日本基督教婦人參政權協會婦人參政同盟と共同主催の下に開催。積雪を蹴つて出席する者八百名、三府二十縣に及ぶ。
司會者　日本基督教婦人參政權協會理事　ガントレット恒子
一、婦選の歌合唱（與謝野深尾兩氏作歌　山田耕作氏作曲）　東京基督教女子青年會員有志
二、開會の辭　婦選獲得同盟總務理事　市川房枝
三、後援團体メッセーヂ　日本基督教婦人矯風會々頭　小崎千代子氏　東京聯合婦人會　山田わか氏　東京婦人市政研究會幹事　多川澄子氏　東京基督教各派聯合婦人會々長　古田とみ氏　無産婦人同盟執行委員　織本貞代氏（代）婦人平和協會理事長　河井道子氏（代）佛教女子青年會幹事　梅津とし子氏　基督教女子青年會日本同盟會員　齋藤つたの氏　全國小學校聯合女教員會幹事　黒崎悦子氏　全關西婦人聯合會　林　歌子氏
四、來賓メッセーヂ　貴族院議員　佐々木行忠侯　岩城隆徳子　高橋琢也氏　松村義一氏　衆議院議員　井上孝哉氏（政）　星島二郎氏（政）　尾崎行雄氏　山道襄一氏（民）　淺原健三氏（大衆）　末松偕一郎氏（民）
五、主催團体挨拶　久布白落實（協）　高橋千代子（參）　金子　茂（獲）
六、主催團体及大會出席者有志演説

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

七、決　議
八、婦選の歌合唱　　會衆一同
九、閉會の辭　　婦人参政同盟理事　高木富代子

決　議

一、我等は今議會に政府により提出せられたる制限婦人公民權案に絶對反對し、完全公民權案の兩院通過を期すると共に、進んで参政權の即時獲得を期す。
二、我等は今議會に於て婦人結社權案の通過を期す。
三、第二回全日本婦選大會は第五十九議會の亂暴醜狀を見るに忍びずこゝに議會の廓清淨化を各政黨に望むと共に我等婦人は議會に對して果して此難局を打開し能く國政を處理さるゝや監視するものなり。

右決議す。

同夜同所にて懇親晩餐會。出席者一七〇名。司會石本靜枝。晩餐テーブルスピーチの後次の餘興あり。
獨　唱　婦人参政同盟
合　唱　参政權協會
ページェント『婦選は鍵なり』　婦選獲得同盟

六、他團体との關係

國際連絡婦人委員會及、東京聯合婦人會には前年度通り加盟を續け前者には第二回汎太平洋婦人會議代表者の送別會及歡迎會を共同主催したし、後者には初め、大橋、金子代表委員たり、后將來は東京支部をして加盟せしむる前提として小石川支部長渡邊とめ氏金子氏に代り、十月七日の記念會には、制限公民權反對の決議をなさし

め、三月には第二回婦選大會の後援をなさしめた。
前年度加盟したる國際婦人参政權及平等市民權協會のロンドン本部に於ける各委員會に對しては、初め本會並に同じく日本に於ける加盟團体たる日本基督教婦人参政權協會並に婦人参政同盟に於ても各自委員を委嘱してゐたが、後三團体協議の上分擔することと決し本會としては、一般婦人政治問題（市川）婦人巡査（藤田）婦女禁賣問題（久布白氏）を受け持つた。
議會運動に對する共同戰線は、前年度婦選獲得共同委員會解散後、何等の機關設置をみるを得なかつたが、五月婦人同志會創立と共にその必要が痛感せられたので本會は再びこれを提唱し七月十八日以來數回協議會を、前記諸團体と開き、常設機關設置を主張したが、九月同志會まづ共同に反對し、他も常設機關設置には贊同せず止むなく一時は懇談會によつたが、殆ど效果が擧らないので、再びこれを唱へた處参政權協會も反對して退き、一月十三日、参政同盟との間に僅かに共同が成立した。
但し参政權協會は、時に應じての共同を是としたので、二月十四日の婦選大會は、参政同盟と三團体で主催する事が出來た。

七、本　部

▽本部職員

第七回總會で選擧された十五名の中央委員、市川房枝、河崎なつ、大橋豐喜、久布白落實、藤田たき、坂本眞琴、鹽原靜、渡邊とめ、金子茂、武田睦子、石本靜枝、北澤たま、安富淑子、鈴木澄、田中芳子、内久布白落實氏は六月婦風會内の婦人参政權協會に復歸の爲辭任、安富淑子氏は八月以來無届欠席にて失格し以上三氏の後任として森銕子富澤英穂前嶋ふくの三氏が補欠就任した。

田中芳子氏は、病氣にて欠席勝、石本靜枝、河崎なつ二氏も病氣欠席が多かつたが、後は前年度にも優る好成績で、流會をみる事は殆どなく、臨時共三十五回の中央委員會を開會した。
理事は五月十六日の第二回中央委員會に於て互選の結果、總務理事久布白落實、會務理事市川房枝、會計理事坂本眞琴の諸氏が當選したるも、久布白氏は日本基督教婦人参政權協會に歸復問題の爲受諾を保留せられ、坂本氏は、政治教育委員會に專念の志たる故を以て、次点者河崎なつ子氏にゆづらんとせられたので、まづ市川氏のみ就任をみた。
久布白氏の歸復問題については別項に明かであるが、本會としては七月五日の第七回中央委員會にて、辭任を承認。會計理事は河崎氏が坂本氏の推薦を固辭し再選擧による當選をも受諾せざりし爲、未就任なりしため、此日改めて理事選擧を行ひ、總務理事市川、會務理事河崎、會計理事坂本の三氏に決定、就任を見た。

▽職員及事務所

職員は事務野津房子氏家事上の都合にて七月限辭したので、九月より宮川靜枝氏就任、主として『婦選』の事務を執り、他は前年度より引續き金子幹事、兒玉會計幹事、小泉氏が就任して事務を遂行してゐる。事務所の移轉は懸案であつたが、遂に實行されなかつた。

▽委　員　會

各委員會委員長は、出版委員會は互選、他は五月十六日の中央委員會にて推薦次の如く決定、それ〴〵就任をみた。
議　會—鹽原　靜（後に坂本眞琴）

調　査—藤田たき
會　員—大橋豐喜
財　務—渡邊とめ
政　教—坂本眞琴（後に河崎なつ）
出　版—森　銕

1. 議會運動委員會

この委員會は、實際に馳け廻る運動で、殊に議會開會時の忙しさ、時間も精力も極度に消耗されるのに、毎年委員を得るに難く本年も竹内茂代、和田邦子の二氏を辛うじて得たるも二氏共、いつも必ずしも出動出來ない事情にあり、結局市川總務以下本部員の總出動により、第五十八、九の兩議會をつなぐ政府案への鬪爭に從事した事だつた。
委員長も最初は鹽原靜氏就任したが、後退き坂本眞琴氏が代つた。
（一）第五十八議會への運動
昭和五年五月の特別議會に對する運動は會期も三週間の臨時議會だが、公民權案の衆議院通過を目指して運動民政の有志を動かして、府縣市町村全部を包含する所謂完全公民權案を提出せしめるに成功。
四月廿三日、開院式當日政友は黨議民政は有志で、各自案を提出。
五月八日上程、十八名の委員附托。
九日委員會開催、委員會で原案可決。
十日直ちに本會議に報告、採決、殆ど滿場一致にて衆議院通過。
十一日東京會員のさゝやかな祝賀會。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

十一日貴族院に上程、九名の委員附託。

十二、三日委員會開催、審議未了となる。

(二)政府案に對する運動

七月十九日、政府が第五十九議會に婦人公民權案提案決定の報あり、

全二十三日下記團体と協議、聲明書を發す。

聲　明　書

婦人の政治的進出は世界の大勢であります。我國に於ても婦人參政權獲得運動の機運は愈々進展し、第五十八議會に於て婦人公民權案は、貴族院に於て不幸審議未了に終つたとはいへ衆議院に於ては絶對多數を以て通過し、國民の輿論民衆の意の赴くところを公示しました。

私共は、來る第五十九議會に於てこれが通過を期して居りますが傳へらるゝ所によれば、政府は市町村の選擧被選擧權に限定し、公民權が當然含むべき市町村の名譽職道府縣の選擧被選擧權を除いて居るのであります。

私共は、其の獲得を近しとする今日、かゝる制限公民權案には絶對反對で、完全なる婦人公民權案の通過をはかると同時に、參政權及結社權をも併せて提出、その通過を期するものであります。

昭和五年七月廿三日

日本基督教婦人參政權協會

婦　人　參　政　同　盟

婦　選　獲　得　同　盟

八月九日内務省原案發表。年齡、資格は男子と同等なるも、府縣を含まざる制限案。

共同戰線確立の必要を痛感、交渉を開始すれど同志會退け他の二團体も埒あかず。

九月廿三日より開催の全國町村長會政務調査會、阻止運動の具體的協議をなすとの情報を得、九月十六日參政

一一

權協會と參政同盟と協議共同要求書を廿三日三團体代表より、同會々長に手交、廿四日夜レインボウグリルに同會議出席者の招待會を共同にて開催。（幸びに同會議での反對決議は阻止したが、十一月四日遂に同會の反對聲明理由書が貴衆兩院議員に配布された。）

十二月末に到り、政府果して公約を果すや疑問とせらるゝに至り、共同を撤つて單獨貴族院勸說に當るといふ婦人同志會の活動も疑はる、猛然蹶擧一月十六日前記三團体代表内相を官邸に訪問。潜行運動も漸く繁し。

二月二日の閣議で、男女二十歳との内務省原案を覆して、女子のみ廿五歳に年齡繰上げとなつたので、三日夜課更參政同盟と共同の左記聲明書を、私邸に内相訪問の上手交。

政府提案の婦人公民權案に對する聲明書

政府が今議會に提出せんとする婦人公民權案に對し、私共は左の如く修正せんことを要求する。

一、市町村のみに限定せず道府縣をも含むこと

一、年齡は内務省原案通り男子同樣二十歳とする事

一、「妻が名譽職に選擧されこれを受諾する場合に夫の同意を要する」條項を削除すること

十日、漸く政府案上程、固より府縣を含まず夫の許可の條項を加へた不具的なもの、安達内相の說明に政友は屈、船田、社民の片山諸氏質問の後二十七名の委員附託。

十四日は婦選大會の決議、制限案絶對反對、婦選即時附與のそれを代表四十名で、内相、貴衆兩院議長に手交

十五日大會出席者本會地方代表の協議會に於て制限案反對の猛運動をなすに決し、十六日は代表十餘名が、九時に内相を官邸に襲ひ、同じ決議を以て迫り、徳川議長を訪ひ大に示威の氣勢あがる。

二月十三日第一回委員會開催、十六日より二十五日迄殆ど連日、八回開催。二十七日、原案を可決した。

一二

與黨は絶對多數とて原案可決は明かなるも、貴族院に於て審議未了とせしむべき手段として下院委員會引のばしの策戰に出で相當に奏効した。

十九日、一時中止と思はれた婦人結社權の政府案提出、公民權案に照合せる二十五歳案であるので二十一日左の要求書を院内にて齋藤内務次官に手交。

政府提案の婦人結社權に對する要求書

私共は政府より衆議院に提出されたる婦人結社權案に對し、左の如く修正せんことを要求する。

一、婦人の政治結社加入の年を二十歳以上とすること

昭和六年二月二十一日

婦　人　參　政　同　盟

婦　選　獲　得　同　盟

廿八日、婦人公民權案本會議に上程、委員長報告通り原案可決、即ち婦人公民權案の衆議院の第二次通過である。會員多數傍聽示威に成功。

三月三日、貴族院上提、九名の委員附託四日より委員會開催委員會に對する闘爭に總務は事務所に泊込み本部は總動員にて議員宛の文書發送に從ひ、地方支部又本部の指令の下に、各委員宛に陳情書を送る完全案に修正ならずば審議未了を、然らずんばむしろ原案の否決をと決定、衆議院方面とも連絡をとり研究會に働きかく。

この間三月七日治警案衆議院通過九日貴院上程、公民權委員に附託。

廿三日、遂に委員會は原案可決、望を研究會にかく同會これを自由問題とす。結社權案は研究會總會にて否決したゝめ委員會は審議未了とした。

二十四日　公民權案本會議上程、六二對一八四を以て政府案否決し去らる。同日直ちに左記を發表。

聲　明　書

一三

われ等婦人が全力をあげて反對しつゞけたる制限婦人公民權案は衆議院の通過をみたりと雖も二十四日遂に貴族院にて否決された。我等は此婦人を屈辱的地位につかしむる制限案の否決を心より歡ぶと共に勇躍もつて完全公民權の獲得、婦人參政權の實現に飽まで奮闘せん事を期す。

昭和六年三月二十四日

婦　選　獲　得　同　盟

二十六日夜讀賣講堂に報告演說會を開く。（委員長坂本眞琴）

▽政治教育委員會

最初坂本眞琴氏委員長に就任せるも第三回目より河崎氏代り、委員には保坂勝子、藤間あさよ、大村とし子、北澤玉、村岡花子、加藤ひさ、宮澤美穗、小泉郁子の諸氏八名。

本年度計畫としては、一、市政研究、見學、二、研究會開催、三、政治教育要目の作製、四、公民講座開催等であつたが、實際は二の他は主として、遊說が頗る進んだのであつた。

即ち六月六日金子茂氏を部長としてまづ遊說部が確立、左記の如く三十四回、三府十八縣に亘つて遊說を行ふ事が出來た。

月日	地名	主催	講師
五月十二日	靜岡	縣立高女同窓會	金子
〃十七日	信州大町	大町高女　全婦人會	市川、金子
六月二日	廣島	廣島支部	市川、金子
〃廿一日	仙臺	黎明婦人會	市川
〃廿二日	秋田	秋田婦人聯盟	市川、金子

一四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

七月十日　京都　京都產業會　金子
〃十一日　鳥取　鳥取新報社　河崎、新妻、金子
〃十二日　倉吉　仝　上　仝　上
〃十二日　柏崎　刈羽支部　市川、渡邊
〃十三日　柏崎　刈羽郡女子青年團　市川
〃十三日　米子　鳥取新報社　河崎、新妻、金子
九月二十日　相州秦野　秦野町處女會　市川
十月五日　盛岡　岩手日報社　市川、金子
〃十一日　東京　早大政治研究會　金子
〃十二日　信州別所　別所婦人會　市川
〃二十六日　東京　日本工業クラブ　市川
十一月一日　東京　牛込市民館　市川
〃一日　福井　縣立高女　河崎、金子
〃四日　金澤　金澤支部　市川、渡邊、金子、和崎
〃六日　福井小濱河原市　敦賀新報社　市川、武田、金子
〃七日　敦賀　仝　上　仝　上
〃二十九日　熊本　熊本支部　市川、金子
十二月二日　廣島　廣島支部　坂本、金子
〃三日　呉　中國民報社　市川、坂本、金子

〃四日　大阪　大阪時事新報社　仝　上
〃五日　神戸　神戸新聞社　仝　上及河崎
〃六日　京都　京都日々新聞社　仝　上
〃九日　德島　德島毎日新聞社　市川、金子
二月廿六日　神戸　櫻陰會支部　石本
三月七日　柏崎　刈羽支部　金子
〃八日　信州切原　切原村處女會　金子
〃十二日　沼津　沼津婦人會　市川
〃廿一日　相州川上村　川上村處女會　市川
〃廿二日　前橋　群馬支部　藤田、坂本、武田、金子

尙此の他に、別府、名古屋、前橋等に於て會員有志主催の本部幹部歡迎の座談會も行はれた。

研究方面は東京を主にまづ毎月一回時局問題研究會を開き、相當の成績を舉げた。

十一月一日、文化學院にて　來年度豫算について　小汀利得氏
十二月十九日、文化學院にて　米の話　岡田溫氏
一月十七日、小石川市民館にて　民法案議會に於ける改正案について　穗積重遠氏

第四回は改正刑法について聽く筈であつたが講師の都合で中止した。（河崎委員長病氣の爲代理として委員澤美穗記）

▽會員委員會

一、會員募集について

會員委員會は、第七回總會通過の豫算に伴ひ、會員募集の豫定額五三〇名（正會員　會友　四七〇、維持會員　會友　二四、特維會員　會友　三六）を定めて會員募集に從つたが、委員諸（委員は前島、大橋）其他で積極的に募集運動に出られず地方遊說、支部設置等に附隨する自然增加に任せる他はなかつたし、退會者も幾分はあつたがそれでも差引三三五名の增加を見る事が出來た。

	前年度より增	五年度末合計
正會員	二五四	一一五八
會友	一七	一四三
維持會員	二五	一三八
維持會友	六	三九
特別維持會員	二五	二五
特別維持會友	八	八
合計	三三五	一五一一

二、支部の組織

昭和五年度に於ける支部組織は誠にめざましきものがあり、次の如く九の支部が新設された。

廣島支部　—六月
刈羽郡支部（新潟）　—七月
熊本支部　—九月
京都支部　—十一月
秋田支部　—十一月

小石川支部（東京）　—十二月
城南支部（東京）　—二月
神戸支部　—二月
群馬支部　—二月

因にこれら支部所屬會員合計は五四〇名に上り會員數の三分の一を占めてゐる。

三、もより會について

前年度同樣、この種會合も更に職業別、出身學校別などにて積極的に行ふ豫定なりしも實行意の如くでなく、三回開いたのみであつた。（委員長　大橋安喜）

▽財務委員會

一、特別維持會員、會友について

昭和五年度初め、前總務理事久布白氏が總務を辭任された時、其れ迄に同氏が作り置かれた特別維持會員會友に移動が多いかも知れぬと心配して下さつた方々も有つたが、實際に於ては其のために大した打擊を受けずにすんだ。

五年度初めの特維持は二十八名で、五年度中に減じた數が五名、其代り新に增加した數が拾名有り、差引五名の增加である。百圓の會費は相當である上に、此世界的不景氣に遭遇して、猶且つ新たな拾名を得た事は先づよい成績といふわけであらう。

二、寄附金について

五年度中寄附金總額は壹千六百八拾六圓參拾八錢也。之亦不況時代としては相當よい成績である。

猶、この寄附金の外に定額寄附者といふのた數名得た。これは特別維持會員となつて年々百圓を出し得ないけ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

れども、拾圓、三拾圓、又は五拾圓等々との定額寄附をなして運動を援けたいといふ方々で、今後も續々此種寄附者の申出あらん事を希望する。

三、事業について

五年度中に一度何か催物をして、五百圓程の收入を見る豫算になつてゐたので、種々具体案も立てゝ見たが、前述の樣に不景氣にて採算立たず、止むなく思ひ止まる事とした。其の代り、其の五百圓の收入の途を前掲の寄附金で埋めたわけである。

此の外、財源の一つとして代理部があるが、甚だ微々たるものなので、六月一日より大橋豐喜氏を專任として之が擴張を計つた。但し之は目下尙試驗中のもので、前途はまだ／＼未知數である。會員諸氏が幸ひに此代理部を御利用下さらば有難い。尙財務委員は石本靜枝　坂本眞琴兩氏と私の三名であつた。（委員長渡邊とめ）

▼出版委員會

▽委員氏名（ＡＢＣ順）

平井恒子　金子茂（編輯主任）　兒玉勝子　宮川靜枝　森嶺（委員長）　大竹せい　鈴木澄　武田睦子

▽委員會開催度數―三十回、

出版委員會としては、その性質から見ても理想から言つても、政敎、調査等の他委員會と提携して、出版物による、政治敎育、指導、宣傳をなすべきは勿論であるが、事實に於ては每月の機關誌『婦選』の編輯出版が唯一の仕事であつた。

『婦選』は幸ひに本年度に於て漸く基礎を固めることが出來たといへる。編輯、經營の實務には主として金子、宮川が當り現在約五百の固定讀者を得、本部宣傳用寄贈其他に千部餘を、他は一般書店其他に販賣してゐる狀態である。

本年度として特筆すべきは、十月から従來本部が每月發行してゐた會報を廢して、その役目を婦選に兼ねしめる事となつた。爲に『婦選』は年額二圓四十錢を會員に限り二圓と改正、同時に維持會員以上には寄贈と決定したことである。從つて獨立會計たる『婦選』の會計は、第八回總會に於て前年度同樣の補助費を可決されたにも不拘、尙困難で、十月以後は特に每月五十圓の特別補助を本部より仰いだが未だ尙收支は償ひ難き狀態である。（委員　宮川靜枝）

▼調査委員會

昭和五年度調査委員會は種々なる都合の爲、やつと十月になつて活動を開始した。しかしながら仕事の奪ひ合ひをすると云ふやうな、最も熱心な委員を有つてゐると云ふ点に於てほんとうにほこらしく思ふ。委員として働かれたのは乘杉嘉子、熊倉操、高橋田鶴、星野光子の諸氏、力強い活動を期待してゐた大坪英子氏が病を得て今尙逗子に靜養中なのを非常に殘念に思ふ。

八月と一月を除いては、必ず月に一度例會を開き、夜の會合には出席しにくいから家で出來る仕事をさせて貰ふと云ふ條件で委員になる事を承諾された星野氏を除く外は、皆規則正しく出席した。總務理事市川房枝氏も度々出席指導された事を感謝する。

仕事の分擔―五人の委員は、每月と云ふよりはむしろ每日氣をつけてしなければならないきまつた仕事の分擔を定め、且つ實際に行つた。何十種とある日本の雜誌に眼をとほして、婦選記事の有無をたしかめ、若しあつたならば、一目瞭然とわかるやうに一月分づゝ表をつくる。每月印度から來るストリダーマと云ふ雜誌をよむ事は高橋氏。外國婦選雜誌ヴオートと、インターナショナル、ウーマンス、ニーユスをよみ必要な記事をかきぬくのは乘杉氏。ウーマンス、リーダーとウーマンス、ジャーナルは星野氏。日本新聞の婦選記事に眼をとほし切り拔いたりスクラップブックにはる大仕事は熊倉氏。婦選に關する新刊書に注意し、若し必要ならば購入する事と雜誌『婦

選』の海外婦人界ニュースの責任をもつ事は藤田。

委員會がした仕事で今日までに具体化されて少しは結果が表はれたのは

一、海外婦選團体五八に對しクエスチョネヤーを發送した事。質問の内容は公民權參政權の有無、條件、獲得の時期、婦人がしめてゐる名譽職の種類、數、等々。

二、クエスチョネヤーに對し今日まで返事がきたのは、約二十通でそれを土臺としてチャートを作製してゐる。世界地圖を色分けして公民權、參政權の獲得出來た國と未だなのを一目瞭然表はすやうにしてゐるがまだ／＼返事が來てないので完成してゐない。

三、海外に日本の婦選運動、殊に婦選獲得同盟の活動、運動方法、婦選大會等の模樣を報告したのが三度。

四、昭和五年三月から昭和六年二月末日までの新聞に出た婦選記事の切拔きスクラップブックにはる事はすんでゐる。切り拔いた新聞は

東京朝日、東京日々、時事、大阪每日　橫濱貿易、大阪朝日、婦人每日等々。

五、婦選の事務所に備へつけてある政治に關する書籍、雜誌、パンフレットを圖書館式に番數カードをつけ且つ利用したい人々の爲一覽表を作つた。

六、其他飜譯も（外國雜誌に出たものや、外國からの手紙の）少しはした。

なさんとしてなし得なかつた事も多いが、まだ生れたばかりの調査委員會としては仕方がない。又調査委員ではなかつたが委員も同樣實際仕事をお手傳ひ下さつた稻川いね、古莊みや、田村ひろ子氏等の御厚意を感謝してこの報告を終る。（委員長藤田たき）

八、地方支部

▼第一回地方支部協議會

昭和六年二月十五日午後一時より、麴町内幸町大阪ビル集會室に開催。支部側出席者新潟（小出支部長）群馬（八木橋、吉田各幹事）刈羽（田中幹事）金澤（米山、岡本各幹事）京都（黒部支部長、明石、永富、石橋各幹事）兵庫（岩村幹事）秋田（和崎幹事、金澤氏）熊本（大畑幹事）小石川（小松副支部長、小野、小山各幹事）本部側出席者　市川總務、坂本理事、金子幹事、藤川、鈴木、渡邊、武田、大橋、渡邊各中央委員。會員有志傍聽數名、協議は

一、支部へ會費割戻しの件（本部提出）は原案通り三分割戻と決定。一、支部資金の件、制限公民權案通過後の對策其他については活潑なる討論行はれ、結局この際大に制限案修正の運動を行ふ事となり、他は後日迄の研究問題とす

▽新潟支部

會員　二七名

役員　支部長　小出チカ

本年度は八月夏期大學開催の豫定なりしも講師の都合に據なく中止。

七月十三日　刈羽支部發會に小出支部長出席。

二月十四日　第二回婦選大會に小出支部長、會友小出哲也氏、仝千枝子氏同伴、出席。

▽金澤支部

會員　六七名

役員　支部長　駒井靜子

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF CALIFORNIA

幹　事　米山久子、鈴木芳子、津川松尾、鈴木みどり、岡本綾子

四月　五　日　支部會報發行。
仝　廿七日　第一回婦選大會に代表三名送る。
五月十九日　大會代表報告座談會。
七月十八日　縣下江沼郡大聖寺町公會堂に演説會開催、支部員五名出演
十一月三日　北陸婦選大會を本部と共同主催、秋田、群馬、福井等より代表者を得、盛會を極む
十一月四日　地方代表の懇親會を公園内三芳庵にて催す。
二月十四日　第二回婦選大會に、米山、岡本、鈴木の三代表上京。

▽廣島支部

會員　三五名
役員　幹事　村上安惠、平野かつ惠、林秀子、濱井キクノ、西村ヤス、武田[illegible]子

昭和五年六月二日結成
六月二日　夜支部發會記念講演會を公會堂に開く。本部より市川、金子二氏來演
十二月二日　婦選問題講演會を公會堂に開催。出演者本部坂本、金子二氏、支部側平野好惠
十二月三日　午前十時より公會堂で藝備日々新聞主催の婦選問題座談會。坂本金子の二女史に、當日來廣の市川氏も加へ、支部よりは幹事出席先方は縣議五名、この結果が完全公民權即時賦與贊成になつて、當日の縣會に建議案提出と運んだが、縣會が流會となつて、これも遂に無期延期。
三日夜武田幹事の奔走で吳市中國民報社樓上に同社主催の講演會開催。市川、坂本、金子三氏出演。

二月十四日　第二回婦選大會に支部代表として武田幹事上京。

▽刈羽支部（新潟縣）

會員　三六名
役員　幹事　田中きん、曾田くら、丸田けん、宮川芳子、巻渕しげ、渡邊とせ、田邊きく、荻野不二、鈴木もと、眞貝益榮、桑野靜、市川すい、阿部花、吉田すい

昭和五年七月十三日結成
七月十三日　發會式擧行。本部より市川、渡邊二氏、新潟より小出新潟支部長來會。式後記念講演會開催。
十一月二日　北陸婦選大會に會友高桑氏出席。
十一月廿三日　秋田支部幹事和崎ハル氏を招きて講演會を開く。
三月　七　日　午後一時より本町五丁目專福寺に講演會を開催。講師は本部の金子茂女史。風雨なりしも盛會。
本月中、市川氏吹込レコード十枚賣上ぐ。貴院委員の陳情書を出す。

▽熊本支部

會員　六四名
役員　常任幹事　平野松枝、松本キヨ、赤坐千代、石坂多嘉子、菊本テル、大原みさを
書　記　大畑妙子、川邊みち
會　計　山下恒子

昭和五年九月廿八日午後七時より支部組織會を、市内上通町五丁目サボテン樓上に開く。

十一月廿九日　夜公會堂に本部の市川、金子兩氏を迎へて講演會開催。この時のビラは特に棄てさせぬ爲に婦選の歌を刷り込む。
仝　三十日　水谷食堂に二氏歡迎懇談會開催。
十月廿六日　縣教育會に際して宣傳ビラを撒く。
十一月廿九日　壺市川氏ラヂオ放送。
二月十四日　第二回婦選大會に支部代表大畑妙子上京。
三月　大畑幹事大會報告を謄寫ずりとして支部員に配布す。

▽京都支部

會員　五四名
役員　支部長　黑部妙子
幹　事　榊原彌生、明石幸子、松下郁代、石橋菊子、富山マチノ、永富つち

昭和五年十二月七日午後京都市教育會館樓上に發會式擧行。同日京都日々新聞社主催講演會を同社講堂に開催。本部よりの出演は市川、坂本、金子、河崎の四氏。上村いさを女史の婦選の歌の獨唱あり。
二月十四日　第二回婦選大會に支部代表として黑部、明石、石橋、永富、富山の五名出席。
三月　研究講座開設準備に忙し。

▽秋田支部

會員　五七名

役員　幹事　田畑[illegible]、伊達昌代、早藤松野、湊クニ、大嶋シュン、小泉キクエ、信太ヤエ、渡部キヨ、高山志津、和崎ハル

昭和五年十二月六日發會。
秋田婦人修養會館にて發會式擧行。
一月廿四日　第一回政治經濟講座開講、井上市長より市政に關する講演をきく。
二月十四日　第二回婦選大會には、支部代表和崎ハル、金澤繼子の二氏上京。
仝　廿二日　報告會開催。
三月より每月「婦選」五十部引受けて賣り捌く。
三月中縣社會課、町村婦人會と連絡縣下遊說を計畫し、十數ヶ所に講演、和崎幹事これに當る。
尙每月十七日支部役員例會及研究會開催。

▽小石川支部（東京）

會員　五一名
役員　支部長　渡邊とめ
副支部長　小松淑子
幹　事　小野誠子、宮本さよ、藤井千代、西島嘉英、保坂かつ、小山たき子、山崎よれ子、安江ぎん子

昭和五年拾二月廿日結成
一月十七日　第一回例會を本部時局問題研究會と合同主催、穗積博士の民法改正案をきく

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

二月は本部の婦選大會に力を合せ、多數出席、大會寄附の割當も豫定額三十圓を突破した。

三月七日　第一回總會出席十二名

▽城南支部（東京）

會員　四七名

役員　幹事　川久保かづの、八代よし子、峰弘子、荻原すゞ子、武田睦子、服部桂子、蒲田喜代江
村岡花子、加藤いし、森長、坂本真琴

昭和六年一月廿三日結成

二月九日　第一回支部會

三月一日　支部會及研究會、講師石井滿氏につき婦人公民權問題をきく

三月十二日　支部會

三月廿六日　第二回研究會、講師石井滿氏東京市政について、

▽兵庫縣支部

會員　六四名

役員　幹事　岩村幸子、新妻伊都子

昭和六年二月十日組織會

二月十四日　第二回婦選大會に岩村幹事支部代表として出席

▽群馬支部

會員　三八名

役員　八木橋きい、吉田みのぶ、吉野せい

昭和六年二月十一日支部組織

三月二十二日午後前橋市臨江閣に於て支部發會記念講演會開催、本部より坂本、藤田、武田、金子の四氏出演

昭和五年度決算報告

入金合計	八九九五、八七
内譯	
繰越	六八、二五
借入金	一八四四、五五
正會員費	六七六、〇〇
會友費	四七、〇〇
維持會費	一四〇九、一六
特維持會費	二五六五、〇〇
假收入	六四〇、三一
寄附金	一六八六、三八
利子	、七七
事業費	三九、七〇
雜收入	一八、七五

出金合計	八九七六、二八
内譯	
俸給	二一六七、〇〇
返濟金	二二七三、五五
家賃	五〇四、〇〇
光熱	四四、七三
文房具	八七、七三
通信費	三二八、二八
電話	二一六、三八
交通	四五、九二
臨時	七一、一六
交際	二九、七八
雜費	四九、八三
假支出	五九〇、三一
議會	三四七、〇五
政敎	五三五、二三
會員	一八八、二五
財務	一二七、五二
出版	九〇〇、〇〇
調査	一一五、一六
會合費	六七、八四
會報	一八二、〇五
印刷	二八、七五
備品	五八、〇六
公課	一七、七〇
差引殘額	一九、五九

「備考」

▽昭和四年度より繰越の借入金	一一四六、〇〇
▽五年度中借入金	一八四四、五五
▽五年度中返濟金	二二七三、五五
▽差引六年度へ繰越借入金	七一七、〇〇

右七一七、〇〇内譯

市川房枝氏より	三七〇、〇〇
竹内茂代氏より	一四五、〇〇
田中芳子氏より	八〇、〇〇
河崎なつ氏より	七〇、〇〇
金子茂氏より	一〇、〇〇
三月　家賃未拂	四二、〇〇

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

▽右の外婦選大會計より假勘定の差引假收入額 五〇、〇〇あり、本部會計としての借入總額は 七六七、〇〇となる。但、家賃敷金として 三〇〇、〇〇の積立あり。

會計理事 坂本眞琴

昭和五年度寄附金內譯

若槻禮子氏（一〇、〇〇） 田中キン氏（二、五〇） 野口援太郎氏（二、五〇） 久保つる氏（一〇、〇〇） 太田なつ子氏（一、〇〇） 下田サト氏（二、〇〇） 旗谷ユウ氏（、五〇） 第一回婦選大會々計より（一一二、九七） 小高愛子氏（、五〇） 武田清子氏（一〇、〇〇） 蟹江ミサヲ氏（、五〇） 鶴野あきら氏（二、〇〇） エリザベス、グリーン氏（二、二三） グリーン夫人扱（三六、〇八） ガンドレット恒子氏（一五〇、〇〇） 岡田和一郎氏（三〇、〇〇） 黒部妙氏（八、〇〇） 小山幸子氏（二〇、〇〇） 鈴木松子氏（三〇、〇〇） 淺利順四郎氏（一〇〇、〇〇） 德崎好夫氏（一、〇〇） 生田花世氏（二、〇〇） 山本照子氏（二、〇〇） 上代たの氏（一、〇〇） 野間清治氏（一〇〇、〇〇） 山樹儀眞氏（五〇、〇〇） 加藤鋼一氏（二〇、〇〇） 菜氏（一〇、〇〇） 內池よれ氏（一、〇〇） 早川嗣母子氏（一〇、〇〇） 猪野毛利榮氏（三〇、〇〇） 中橋藤二氏（二〇、〇〇） 木村夫人（二〇、〇〇） 三浦たま氏（五〇、〇〇） 櫻井兵五郎氏（五〇、〇〇） 竹內玉城氏（一〇、〇〇） 井上八重子氏（二、〇〇） 武田勝子氏（二〇、〇〇） 網野惠氏（五、〇〇） 藤岡默代氏（一〇、〇〇） 三輪田元道氏（一〇、〇〇） 十文字こと氏（三〇、〇〇） 星野はな氏（五、〇〇） 三谷民子氏（二〇、〇〇） 鄭留いよ氏（一〇、〇〇） 瀬木せき氏（一〇、〇〇） 奧澤とき氏（一〇、〇〇） 川村文子氏（一〇、〇〇） 無名氏（一〇、〇〇） 石川武美（一〇〇、〇〇） 市河晴子氏（一〇、〇〇） 星野愛氏（一五、〇〇） 藤田たき氏（一五、〇〇） 門野りよ氏（一〇〇、〇〇） 市川房枝氏（二〇、〇〇） 第二回婦選大會會計より（一八七、一〇）

（特別會計の部）

「婦選」昭和五年度決算報告

一、收入總計	三一五九、一九
內譯	
前年度繰越	五、八一
誌代	九一一、一三
廣告料	一一三一、〇〇
本部補助	九〇〇、〇〇
其他	一一、二五
返濟收入（本部より）	二〇〇、〇〇
二、支出總計	三一三一、八九
內譯	
印刷	二一二一、八〇
編輯	四九三、四八
發送	一二七、六五
通信	五五、三四
交通	七六、九三
廣告歩合	九一、九〇
文房具	五一、四八
宣傳費	二三、二二
雜費	四〇、〇九
貸出（本部へ）	五〇、〇〇
三、差引殘高	二七、三〇

備考

（一）差引殘高二七、三〇なれども、本部へ貸出分五〇、〇〇加ふれば、七七、三〇の現在高となる。

（二）印刷代三月分迄の未拂額三八八、三七なり。然し四年度印刷代未拂繰越三五四、〇六があつたので、之を考慮すれば五年度はまづ少しく良くなつたと言へよう。

（三）三月號發表の獨立資金は、別會計とし、三月末一三、〇〇積立あり。

（四）保證金として警視廳に納附せる千圓は、田中芳子氏より借入の公債なり、未だ返濟せず。

第一回婦選大會決算報告

一、收入總計	一〇七五、〇〇
全部寄附による	
一、支出總計	九六二、〇三
內譯	
交通費（募金費も含む）	一七四、四〇
通信費	一三〇、六六
地方代表費（宿泊、招待會費、旅費一部）	一四五、七二
會場費	八二、〇〇
印刷費	一一八、七五
雜費	一五九、〇〇
晩餐會招待費	九一、五〇
記念品費（作歌、作曲獨唱者へ）	六〇、〇〇
一、差引殘高	一一二、九七
（本部會計へ繰越）	

第二回婦選大會決算報告

一、收入總計	六八五、一〇
全部寄附による	
一、支出合計	四九八、〇〇
內譯	
通信費	三九、六五
交通費	三七、〇四
雜費	五六、八六
慰勞會費	二〇、三五
文房具	、六八
寫眞代	一二、〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

手當	一〇、〇〇
共同支出分擔金	五六、二五
旅費（地方支部出席者）	九三、三六
宿泊費	七四、九〇
支部協議會費	九六、九一
差引殘高（本部會計へ繰入）	一八七、一〇

（備考）

1 主催三團体共同會計報告

收入合計	四一八、二一
内譯	
主催三團体より	一六八、七五（各五六、二五宛）
寄附	二〇〇、〇〇
後援團体寄附	四八、〇〇
當日書籍賣上利益	一、四六
一、支出合計	四一八、一九
内譯	
會場費	一〇一、五〇
印刷費	一四七、三五

通信費	六三、一七
交通費	八、五六
消耗品費	七、五六
立看板	二四、〇〇
晩餐會費	二六、〇〇
徽章代	三〇、〇〇
謝禮	五、〇〇
雜費	五、〇五
一、殘金	〇、〇二

大會翌日開かれた支部聯合協議會の費用も大會々計に繰り入れた。（會計理事　坂本眞琴）

婦選獲得同盟第八回總會

春雨に煙る四月五日の日曜日午後一時から神田美土代町キリスト教青年會館で、第八回總會が開かれた。前島ふく氏司會。まづ婦選の歌合唱、司會者の開會の辭について總務理事市川房枝氏の挨拶。（別項參照）

×

次に議事にうつる、議長市川氏、まづ會務の全般的報告を河崎會務理事病氣の爲代つて金子幹事から、議會運動報告は委員長坂本眞琴氏が。こゝで來賓の星島二郎、松本君平兩氏のお話を挾む。星島氏は現在我等の同志代議士であり、松本氏は往年婦選運動いまだ若かりし頃代議士として熱心に女權擁護に起たれた人である。ついで各委員報告に續く。政教委員會宮澤美穂氏、出版委員會宮川静枝氏、調査委員會藤田たき氏、會員委員會大橋豐與氏財務委員會渡邊とめ氏、以上報告全部承認通過。

×

各支部代表の報告に入つたが、こんどの總會何しろ二月十四日に第二回婦選大會を開いて全國の同志を糾合して間もないことでもあり、地方支部からの出席は京都支部代表黒部、石橋兩氏に止つた。そこで、まづ京都支部黒部氏次に東京の小石川支部小山たき氏城南支部森長氏の各報告があつて、出席のない各支部の綜合報告が金子氏からあつた。而て最後は坂本會計理事の本部會計報告。以上の報告を一括したのが別項昭和五年度報告である。

×

次に協議にうつり　一、規約の改正（藤田たき氏説明）二、豫算の審議（渡邊とめ氏説明）三、本年度の運動方針（金子茂氏説明）を協議する。規約改正は相當質問討議もあつたが、結局原案可決。要点は從來十五名の中央委員を廿名とし、三名の理事を五名とし、更に幹事長制度を設けて、中央委員會は決議機關、理事會は執行機關

として確立せるにあり。尚ほ總會の開期については秋田支部から地方支部として今年の如く二月に大會四月に總會では出席不可能故二つの同時開催が書面を以て提出され、京都支部賛成であつたが、本部としては實際問題として困難なので、四月下旬と修正可決。

二、昭和六年度の收入支出豫算、原案通り可決。

三、本年度の運動方針について、原案通り可決。

この他に豫定は

四、公民權行使についての對策があつたが、これは時間の都合上夜の晩餐會へ廻された（而して協議の結果スローガンを作ることその他新中央委員會に一任と決定。）次に本年度の目標について二三の發言があつたが、大體五年度と同様たるべきは當然であるが、特に六年度だけの目標に局限して完全公民權の兩院通過を期すとの意氣で左の如く總會決議をなす。

決　議

我等は第六十議會に於て完全婦人公民權案の兩院通過を期し飽迄これが實現に努力せん事を期す。

×

更につゞいて役員選擧を行ひ競れて全會員が四十名の候補者中より豫選した三十名中より二十名を選ぶ。かくて五時過ぎ再び婦選の歌を合唱して閉會、出席者約八十名。六時半から別室で武田睦子氏の司會で懇親晩餐會を開く出席者三十六名、在留外人として有力な後援者ベェテイ博士も見えてなか／＼愉快な會合であつた。

昭和六年度豫算

（A）支出の部　七二四〇、〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

(一)俸給　二七三〇、〇〇（五名、從來出版委員會支出人件費もふくむ）

(二)事務所費　一三七六、〇〇

内譯

1 家賃　五〇四、〇〇

2 光熱　四八、〇〇

3 文房具　一三〇、〇〇

4 通信費　二八五、〇〇

5 電話　二五〇、〇〇（基本料及度數料等）

6 交通　六〇、〇〇

7 公課　八、四〇（町會費、衛生會費等を含む）

8 集金費　六〇、〇〇

9 雜　三〇、六〇

(三)會合費　一九五、〇〇

内譯

1 總會　一〇〇、〇〇

2 紀念會　五〇、〇〇

3 中央委員會　一五、〇〇

4 理事會　三〇、〇〇

(四)印刷費　一五〇、〇〇（年一回發行會報印刷費を含む）

(五)交際費　二九〇、〇〇

1 總務理事　二四〇、〇〇

2 其他　五〇、〇〇

(六)共同運動　三五、〇〇

(七)臨時費　三〇、〇〇

(八)備品費　三〇、〇〇

(九)借入金返濟　五〇七、〇〇

(十)運動費　一六九七、〇〇

1 議會運動委員會　三六〇、〇〇

2 政治教育委員會　五〇〇、〇〇（地方遊說費四〇〇、〇〇を含む）

3 會員委員會　三〇〇、〇〇（地方支部設置費一五〇、〇〇を含む）

4 出版委員會　三〇〇、〇〇

雜誌婦選への補助　二四〇、〇〇

其他　六〇、〇〇

5 調査委員會　一八七、〇〇（新聞雜誌圖書費を含む）

6 財務委員會　五〇、〇〇

(十一)電話基金　二〇〇、〇〇

(B)收入の部　七二四〇、〇〇

(一)現在會員會費收入　五一四〇、〇〇

内譯

1 正會員及會友會費　一一五五、〇〇（一三〇〇名分支部拂戻し豫定額差引）

2 維持會員及會友費　一六八五、〇〇（一七七名分　〃　）

3 特別維持會員及會友費　二三〇〇、〇〇

(二)會員の増加による會費收入　一五〇〇、〇〇

内譯

1 正會員及會友會費　五〇〇、〇〇（約五〇〇名分）

2 維持會員及會友費　五〇〇、〇〇（約五〇名）

3 特別維持會員及會友費　五〇〇、〇〇（約　五名）

(三)寄附金による收入　六〇〇、〇〇

内譯

1 定額寄附（確定の分）　三〇〇、〇〇

2 寄附金　三〇〇、〇〇

(C)差引　なし

備考

婦選大會其他特別運動に要する費用は本豫算に計上せず特別會計として別に資金を得て支出するものとす。

（特別會計の部）

昭和六年度「婦選」豫算

一、收入合計　三六六〇、〇〇

内譯

誌代　一八〇〇、〇〇

廣告　一六二〇、〇〇

補助　二四〇、〇〇

一、支出合計　三六六〇、〇〇

内譯

印刷　二六四〇、〇〇

編輯　二四〇、〇〇

發送　一七〇、〇〇

通信　七〇、〇〇

交通　一〇〇、〇〇

文房具　八〇、〇〇

謝禮　一〇〇、〇〇

宣傳　五〇、〇〇

廣告歩合　一六〇、〇〇

雜　五〇、〇〇

昭和六年度役員氏名

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

中央委員（二十名）　市川房枝、石本靜枝、富澤美穗、大橋豐喜、小野誠子、渡邊とめ、河崎なつ、金子　茂
武田睦子、粟杉幸子、熊倉ミサチ、前島ふく、兒玉琴枝、坂本眞琴、北澤玉、宮川靜枝
平井恒子、平田のぶ、藤田たき、鈴木澄

理　　事（五　名）　總務　市川房枝、會務　河崎なつ、會計　坂本眞琴、石本靜枝、渡邊とめ

會計監督（一　名）　前島ふく

幹事長（一　名）　金子　茂

委員長（六　名）　議會運動委員會　市川房枝、政治教育委員會　藤田たき、會員委員會　武田睦子、出版委員會　鈴木　澄、調査委員會　粟杉幸子、財務委員會　渡邊とめ

昭和六年度の目標

婦人參政權の第一步である婦人公民權は愈々實現される形勢となつた。

我等は此昭和六年度をして我國婦選運動史最初の頁を飾らしめるため、次の如き方針の下に猛進せんことを誓ふ。

一、完全なる婦人公民權案の兩院通過

二、全國各府縣、特に未開拓の府縣を遊說すること

三、全國各地方に支部を組織し、支部に於て所在地自治政の研究並にこれが改善のために努力すること

第八年次總會に際して

總務理事　市川房枝

昭和五年度は、我國婦選運動史上からみては勿論我婦選獲得同盟自身にとつて、誠に特筆大書すべき一ヶ年であつた。

四月十二日、婦人公民權案が初めて衆議院を通過したこと、次いで開かれた通常議會に際しては政府自らこれを提案したことは、從來にかつてなかつたことで、私共の多年の目的の一部が漸く實現の緒についたものといふ事が出來やう。

然して右の二つの議會最中に第一回及第二回の婦選大會が開催され、初めて全日本の婦人の要求を如實に示し得た事も、五年度が最初であつた。

×

かくの如き婦選史上に輝しい進展を示した結果は、各方面の婦人を刺戟して、新らしく婦選團体の組織されるもの乃至はその更生を見るにいたつた。

この事實は、全体としては喜ぶべきであるが、我婦選獲得同盟自身としてはかなしむべき一つの大事に逢着した。それは、我同盟の創立者の一人としてまた創立以來の總務理事として奮鬪努力された、久布白氏を、同氏の母体である矯風會内の日本婦人參政權協會にお返しするの已むを得ないことに立いたつたのであつた。さうして不敏な私がその後を繼ぐにいたつたのであつた。

久布白氏の辭任のため、或は會に動搖を來すなきやとか、或は新婦選團体同志會の創立のため退會者をみる事なきや等々一般は勿論、會員の方々からも心配を受けたのであつた。

然し、これ等の外患內憂に對して、外からはかへつて熱心な同情者支持者を得たし、內は會員の今迄よりも一層強い協力が出來、過去一ヶ年間を顧るとかへつて今迄にない成績をあげたのであつた。

卽、會員數は前年度より遙に增加して、會の發展の基礎をなす支部が、創立以來前年度迄二ヶ所に過ぎなかつたものが、五年度だけに九ヶ所新に設立された。最もあやぶまれた財政問題も昨年度は一般特別を合して一萬餘圓に上り、これ亦創立以來のレコードをつくつたのであつた。さうして前に述べた如き運動の進展を來たさしめることが出來た——それは勿論我同盟だけの力ではないが、然しその大部分は同盟の努力によることは公言してはゞからない——のを會員諸氏と共に喜びたい。

運動並に會についての詳細は、後でそれぞれの責任者から報告がある筈である。

尤も私共は、今こゝで過去の成績を顧つて喜んでだけゐてはいけない。更にこの勢を以て、來るべき昭和六年度に於ける運動方針、その他について深く考慮しなければならない。

×

本日雨天の際出席されたことは感謝するが、然し、會員總數に比して出席數の少いこと殊に地方支部からの出席の少いことを遺憾に思ふ。地方支部からは先達の第二回婦選の大會に多數出席されたから、此度引續いての上京は無理であるが。

抑々總會は、會としては最も重要な會合である。過去一ヶ年の成績を檢討し、更に來るべき一ヶ年の運動方針を決定するのは總會である。その總會で決定した方針に從つて、總會で會員から選出された中央委員が、會員の代表として、これが實現のために努力する事になるのである。恰度會員は有權者、中央委員は代議士である。その代議士が惡くて會の運動が進展しなければ、責は會員にあるとみるべきである。然し最も合理的にいへば會員は支部に所屬し、總會はその各支部の代表者によつて行はれる事になるべきであると思ふ。

然しそれは將來の問題として、今日御出席下すつた方々は、それ程重大な會合として質問なり意見なりを充分いつてほしい。

×

今年度の運動方針は、これまた後で議題として出る豫定になつてゐるが、本會としては、目的の參政權にはまだ遠いが、公民權といふ小山の頂上近くに來てゐるのだから、こゝで力を拔かず昨年度の努力に更に馬力をかけて其の頂上を極める決心をする必要がある。卽完全公民權獲得に向つて猛進しなければならない。

更にこれが行使のための準備も今一層徹底せしめなければならないと思ふ。それも單に政治教育乃至研究の程度から一步進んで、一票を如何に行使するか、現在の自治政に對して婦人は如何なる改革を望むか等の具體的な問題に進まなければならない—卽自治政に對しての婦選同盟の政策といふものを決定する必要がある。それは今から着手しなければならないと思ふ。

×

今日婦選團體の數はいくつもあるが、それ等の中で、我同盟はその創立の歷史からみても、はた今日迄の婦選運動に於ける地位並にその實力からみても、他の婦選團體をリードしなければならぬ責任がある。

婦人大衆が、否他の婦選團體が私共の步いた後を一步近づけば、私共は更に十步進むことを心掛けなければならないと思ふ。

それだけに、私共は荒野を步む譯だから他の團體よりも迫害が多いことを覺悟しなければならない。どうか從來よりも一層協力して目的を貫徹しやうではないか。

尙最後に、私は私自身が負つてゐる責任を大過なく果し得たのは、一に會員諸氏並に役員及職員諸氏の厚い後援協力の賜であつたことを想ひ、深く感謝する次第である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦選獲得同盟規約

第一章　名稱及事務所

第一條　本會は婦選獲得同盟と稱し、其の本部を東京に置く。

第二章　目　的

第二條　本會は婦人參政權の獲得、並にこれが行使に備ふるため一般婦人に對し、政治敎育を行ふを以てその目的とす。

第三章　會　員

第三條　本會の趣旨に賛同するすべての婦人を會員とす

第四條　會員は左の三種よりなる

正　會　員
維　持　會　員
特別維持會員

第五條　正會員は會費として年額壹圓を、維持會員は同じく年額金拾圓を、特別維持會員は年額百圓を醵出し何れも會報の配布を受くるものとす。

第六條　會員は會費一ケ年分を前納し、會員證を受くるものとす。

第四章　會　友

第七條　本會の趣旨に賛同するすべての男子を會友とす

正會友は年額金壹圓を維持會友は年額金拾圓を、特別維持會友は年額金百圓を醵出し、會報の配布を受くるものとす。

第五章　總　會

第八條　本會は、毎年一回四月總會を開くものとす。但し臨時にこれを開く事を得。

第九條　總會は、本會々員、中央委員及本部役員出席の上、左の諸項について協議し議決するものとす。

一、本部の運動方針
二、決算及豫算の審議
三、規約の改正
四、役員の選擧
五、其他の必要なる事項

第六章　中央委員會

第十條　本會に左の役員を置く。

中央委員　二十名
理　事　五　名
會計監督　一　名
幹事長　一　名
委員長　若干名

第十一條　中央委員は總會に於て會員中より選出し、其の任期を一ケ年とす。

第十二條　中央委員は中央委員會を組織し左の事項に關す

る決議を行ふものとす。

一、總會に於ける決議の實行に關し必要なる事項
二、其他會務の執行に必要なる事項

第十三條　中央委員會は毎月二回定例會を開くものとす。但し必要に應じ臨時これを開くことを得。

第十四條　中央委員會は中央委員半數以上の出席あるにあらざれば開會することを得ず。

第十五條　中央委員にして正當なる理由なくして三回以上連續して中央委員會を欠席したる場合は、中央委員の資格を失ふものとす而してこれが欠員は、中央委員會に於て推薦するものとす。

第十六條　中央委員は第卅一條に掲げたる何れかの委員會に所屬するものとす。

第十七條　會計監督は中央委員中より互選し、本會々計の監査に當るものとす。　その任期は一ケ年とす。

第七章　理　事　會

第十八條　理事は中央委員中より互選し、左の五名より成る。

總務理事一名　會務理事一名　會計理事一名　理事二名

その任期は一ケ年とす。

第十九條　理事及幹事長は理事會を組織し中央委員會に於ける決議の執行並に緊急なる會務についての決議並に執行に當るものとす。

第二十條　理事會は毎週一回宛會合を開くものとす、但し必要に應じて臨時に開くことを得。

第二十一條　理事會は半數以上出席するに非ざれば會合を開くことを得ず。

第二十二條　總務理事は本會を代表し本會の連絡統一をはかると共に大會並に中央委員會の議長となる。

第二十三條　會務理事は本會の一般會務を處理し、總務理事不在の際はその代理をなすものとす。

第二十四條　會計理事は本會の金錢出納に關する事務を處理し、本會に關する一切の財産の保管をなすものとす

第二十五條　幹事長は中央委員中より理事會之を任命するものとす。

第二十六條　幹事長は理事會の指揮を受けて、會務の實務に鞅掌し職員の統率に當るものとす。

第二十七條　理事會は會務を執行するために幹事を置くことを得。

第八章　評議員會

第二十八條　支部長各委員會委員長及中央委員を以て評議員會を組織す

第二十九條　評議員會は中央委員會これを召集し、本會に關する重要事項を協議するものとす。

第三十條　評議員會は毎年一回宛開くものとす。但し臨時に開くことを得

第九章　委　員　會

第三十一條　本會の目的を貫徹するため左の常設委員會を設く。

一、政治敎育委員會（一般婦人に對し政治敎育普及の運動）
二、議會運動委員會（政府、議會、政黨等に對しての運動）
三、調査委員會（婦人參政權問題に關する資料の蒐集及調査）
四、出版委員會會報の編輯出版及パンフレット等の出版
五、財務委員會（資金の募集及豫算の作成）
六、會務委員會（會員の募集、地方支部の組織）

第三十二條　各委員會は會員中の希望者にして理事會の推薦したる若干名の委員を以て組織す。

第三十三條　各委員長は中央委員中より理事會これを任命しその任期は一ケ年とす。

第三十四條　委員長は委員會を統括するものとす。

第三十五條　各委員會は毎月一回以上例會を開き、委員會所屬事項ついてにの研究調査並にこれが實行にあたるものとす。

第三十六條　各委員會に於ける事業並に其の範圍、其他重要事項は中央委員會の決議を經るものとす。

第十章　地方支部

第三十七條　同一地方に二十名以上の會員あるときは中央委員會の決議を經て支部を置くことを得。

支部に關する規定は別にこれを定む。

第十一章　會　計

第三十八條　本會の經費は會費並に寄附金を以つて之に充つ。

第三十九條　本會の會計年度は四月一日より翌年三月卅一日迄とす

第十二章　規約の改正

第四十條　本規約は大會に於ける出席會員三分の二以上の同意あらざれば之を變更することを得ず。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦選獲得同盟會報

第十八號

昭和六年八月二十日印刷
昭和六年八月廿五日發行

非賣品

編輯兼發行人 金子茂

印刷所 東京市芝區櫻田久保町十六 聯合印刷所

發行所 東京市麴町區麴町四丁目五 婦選獲得同盟
電話九段(33)一七一九番
振替東京七〇三八三番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA